

## 第66号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
中間市市民会館  
中間市蓮花寺三丁目7番1号
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
中間市蓮花寺三丁目7番1号  
公益財団法人中間市文化振興財団  
理事長 木下 幸子
- 3 指定管理者の指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日提出

中間市長 松下 俊男